

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度長崎農林業総合 情報システム保守委託	1,648,500	長崎市西坂町2-3 富士通 株式会社 長崎支店支店長 横枕誠治	本システムの開発は富士通(株)が行っており、開発委託契約上プログラムの著作物に該当する著作権は当該社に帰属すると記載されており、他者には変更できないため。	第167条の2 第1項第2号
2	農林部	農政課	H23.4.1	さいかい元気畑の贈りもの 「村の菓子工房」確立業務委託	7,101,570	西海市西海町中浦南郷390-2 さいかい元気村協議会 会長 増山文明	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「さいかい元気村協議会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
3	農林部	農政課	H23.4.1	各種農産物生産販売と加工 及び流通の拠点づくり業務委託	18,925,200	諫早市小長井町川内265 九州フードプリンク 代表 増山 俊幸	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「九州フードプリンク」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
4	農林部	農政課	H23.4.1	農業振興及び観光振興サ ポート人材対策業務委託	6,031,704	長崎市布巻町88-1 長崎南商工会 会長 熊 邦雄	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「長崎南商工会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
5	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度観光地における ファームステイ推進業務委託	4,484,655	島原市平成町1-1 特定非営利活動法人がまだ すネット 理事長 近藤 一海	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「特定非営利活動法人がまだすネット」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度グリーン・ツーリズム誘客活動パワーアップ業務委託	5,673,990	長崎市江戸町2-13 長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会 会長 瀧本 磨毅穂	本事業は、県内グリーン・ツーリズムを一体的に売り込むため、県内外旅行者・都市部企業・大学等へのプロモーション活動等を行うものであり、その事業の目的から、全県的なグリーン・ツーリズム(各受入組織の状況等)を熟知した者に委託する必要がある。よって、県内グリーン・ツーリズム受入組織で構成された唯一の団体であり、全県的なグリーン・ツーリズム活動を実践している「長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会」に相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
7	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	4,563,300	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人 NPOひらど遊学ねっと 理事長 籠手田 恵夫	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与する「特定非営利活動法人NPOひらど遊学ねっと」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
8	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	3,950,100	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281-6 壱岐体験型観光受入協議会 会長 末永 勝也	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与する「壱岐体験型観光受入協議会」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
9	農林部	農政課	H23.4.1	平成23年度グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	4,563,300	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2791-13 特定非営利活動法人おぢか アイランドツーリズム協会 理事長 尼崎 豊	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与する寄与する「特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
10	農林部	農政課	H23.4.14	平成23年度グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	4,047,330	島原市平成町1-1 特定非営利活動法人がまだ すネット 理事長 近藤 一海	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与する「特定非営利活動法人がまだすネット」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	農林部	農政課	H23.4.14	平成23年度グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	4,416,720	対馬市厳原町国分1441 対馬グリーン・ブルーツーリズム協会 会長 立花 勝明	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与する「対馬グリーン・ブルーツーリズム協会」と随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
12	農林部	農林技術開発センター畜産研究部門	H23.4.1	乳牛用飼料単価契約	年間総価格 5,222,610 ルーサンP @1,162 綿実 @1,422 トウモロコシ圧 扁 @800 大豆粕 @1,263 グルテン @781 スーパーリンカル@3,495 県央ミックス @7,800 ニューメイク @1,719 全酪育成前期 @1,675 全酪育成後期 @1,512 全酪2号P @1,354 ビートパルプバ ラ@45,360 (税抜き価格)	雲仙市瑞穂町古部甲2021番地 ながさき県酪農業協同組合長 山下 俊忠	乳牛への給餌は乳牛にあった栄養価となるように飼料を配合調整している。飼料が変わると、飼料の配合分量等をかえる必要があり、また飼料の変更は栄養成分等に影響を与えるので、長期スパンで行う試験研究では、正確な試験データが得られない。試験は継続して実施しており、途中で飼料を変更すると試験研究に支障が生じるため当該業者と随意契約している。	第167条の2 第1項第3号
13	農林部	農林技術開発センター畜産研究部門	H23.4.1	敷料(のこず)単価契約	年間総価格 2,600,000 @2,000/m ³ (税抜き価格)	雲仙市国見町土黒甲60-2 森瀬産業 森瀬 重光	牛の敷き料として使用している「のこず」は、古い材木を材料としたものは粉じんになりやすく風にとばされやすい。また、牛や職員(目に入る)の安全衛生上から、新建材を材料とした良質の「のこず」が必要である。調達にあたって、少量のサンプルでは良質かどうか判断がつきにくく、実際に使用してみないと判断できない。過去、質の点で業者とトラブルになっており、一般競争入札での調達もむずかしい。当該物品の入札参加資格登録業者は県内になく、このため、良質の「のこず」の納入実績がある当該地区の業者と県北で納入実績がある業者との見積合わせにより随意契約とした。	第167条の2 第1項第4号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	45,060,000	長崎市元船町5番1号 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山本 光治	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
15	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	81,570,000	諫早市栗面町174-1 長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 西山洋一郎	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
16	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	178,180,000	雲仙市国見町神代己476番地 島原雲仙農業協同組合 代表理事副組合長 森永國勝	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	102,460,000	佐世保市吉井町立石12-1 ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 豊村 茂樹	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項 第2号
18	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	40,650,000	五島市籠淵町2450-1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長 中尾弘一	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
19	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	24,560,000	杵岐市郷ノ浦町東触560 杵岐市農業協同組合 代表理事組合長 吉野誠治	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	19,910,000	対馬市厳原町中村606-19 対馬農業協同組合 代表理事組合長 桐谷 安博	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項 第2号
21	農林部	農業経営課	H23.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	97,380,000	長崎市江戸町2番1号 長崎県農業法人協会 会長 楠田喜熊	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかと疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
22	農林部	農業経営課	H23.4.1	長崎県雇用促進・農作業就労支援事業ダイソン(大村)21	51,573,000	大村市松山町857-3 特定非営利活動法人長崎更生会絆 理事長 朝長 英美	本契約は、大村市において、農業従事者の高齢化により増加傾向にある耕作放棄地を農地として再生させ、生産活動や市民農園、体験型農園に活用する事業に取り組み、失業者や犯罪歴のある方の雇用創出に結びつけるものである。特定非営利活動法人長崎更生会絆は、刑事施設から出所された人や保護観察中の人や非行経験があり雇用の機会がない人たちに対し支援を行い就労の確保をし、社会の平等を目指す事業を行うことを目的として設立された組織であり、雇用確保に向けた支援の実績がある。このような事業を積極的に取り組んでいる組織は他にはなく、本事業の目的を達するため、特定非営利活動法人長崎更生会絆への随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	農林部	農業経営課	H23.4.1	担い手となる農業者の経営改善支援事業業務委託	57,926,000	長崎市出島町1番20号 長崎県農業協同組合中央会 会長 山中 勝義	この業務委託契約は、ふるさと雇用再生特別基金事業による「企業・団体等からの企画提案型事業」に応募し採択され、平成22年度途中から始まった事業であるため、提案者である長崎県農業協同組合中央会へ委託することが適当で、事業の実施効果を高め、継続性を図るうえでも適当である。	第167条の2 第1項 第2号
24	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就業実践農場緊急対策事業業務委託(長崎市担い手育成総合支援協議会)	2,612,000	長崎市金屋町9番3号 長崎市担い手育成総合支援協議会 会長 白石憲博	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、長崎市内において新規就農者を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元町、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する長崎市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
25	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就業実践農場緊急対策事業業務委託(西海市担い手育成総合支援協議会)	2,627,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278番地2 西海市担い手育成総合支援協議会 会長 松本正行	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、西海市内において新規就農者1名を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する西海市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
26	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就業実践農場緊急対策事業業務委託(諫早市担い手育成総合支援協議会)	3,283,000	諫早市東小路町7番1号 諫早市担い手育成総合支援協議会 会長 牧野彰	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、諫早市内において新規就農者を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する諫早市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項 第2号
27	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就業実践農場緊急対策事業業務委託(大村市担い手育成総合支援協議会)	2,622,000	大村市玖島1丁目25番地 大村市担い手育成総合支援協議会 会長 井崎光也	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、大村市内において新規就農者1名を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する大村市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
28	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就業実践農場緊急対策事業業務委託(波佐見町担い手育成総合支援協議会)	2,019,000	東彼杵郡波佐見町宿郷660 波佐見町担い手育成総合支援協議会 会長 山口浩一	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、波佐見町内において新規就農者2名を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元町、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する波佐見町担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(島原市担い手育成総合支援協議会)	10,506,000	島原市有明町大三東戊1327 島原市担い手育成総合支援協議会 会長 柴崎博文	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、島原市内において新規就農者を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する島原市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
30	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(雲仙市担い手育成総合支援協議会)	7,220,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市担い手育成総合支援協議会 会長 酒井利和	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、雲仙市内において新規就農者を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する雲仙市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
31	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(南島原市担い手育成総合支援協議会)	6,555,000	南島原市有家町山川58 南島原市担い手育成総合支援協議会 会長 田口敏之	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、南島原市内において新規就農者を確保するため、就農相談から経営開始までを円滑に支援するためには、地元市、農業団体等を構成機関とし、担い手の育成を総合的に支援する南島原市担い手育成総合支援協議会へ委託することが適当である。	第167条の2 第1項第2号
32	農林部	農業経営課	H23.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(県北地域農業振興協議会)	21,750,000	佐世保市吉井町大渡80 県北地域農業振興協議会 会長 黒田成彦	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、高度な技術・経営力を有する農業者のもと濃密的な指導研修を行い、就農に必要な知識・技術を習得させ、新規就農者を確保するものである。特に、県北地域においては以前から新規就農者実践農場推進事業を実施するなど新規就農者の確保に取り組んでおり、今後とも円滑に進めていくには農業関係機関を構成機関とする県北地域農業振興協議会が受託できる能力を有しており、契約先として適当である。	第167条の2 第1項第2号
33	農林部	農業経営課	H23.4.1	農業大学校技能実習制度業務委託	6,767,000	長崎市江戸町2-13 財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 理事長 瀨本磨毅穂	本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、農業大学校での農作業に従事させるとともに、就農に必要な知識・技術を習得させ、県内における新規就農者を確保するものである。(財)長崎県農林水産業担い手育成基金は、本県において農林水産業に従事しようとし、将来における地域や農林水産業の担い手となる青年等の活動を援助し、優れた農林水産業の担い手の確保育成を図り、本県農林水産業の振興に寄与することを目的として設立された組織であり、就農希望者への相談活動や就農のための資金貸付を行うなど新規就農者の確保・育成に関する業務実績がある。長崎県全体を事業範囲とし新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる組織は他にはなく、本事業の目的を達するため、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金への随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
34	農林部	農業経営課	H23.4.1	平成23年度農産物安全安心サポート事業業務委託	6,860,000	諫早市栗面町174-1 長崎県農協共同組合 代表理事組合長 西山洋一郎	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「長崎県農協共同組合」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	農林部	農業経営課 (農業大学校)	H23.4.5	家畜用飼料単価契約	年間総価格 4,508,800 長崎和牛しもふり 前期 @1,140 長崎和牛しもふり 後期 @1,140 大豆フレーク @900 みるくんV02 @5,500 ながさき子牛育成 @1,070 肉用牛やまと繁殖 @1,030 スーパーモ レット哺育 @1,310 健康ハイブリー ドF @1,130 BヒットVペレット EX @1,140 Cヒット78ペレ ット @1,090 健康A細粒EX @1,580 HP子豚すこや	雲仙市国見町神代己476 島原雲仙農業協同組合 代表理事副組合長 森永國 勝	・肥育牛、肉豚・繁殖豚の家畜への給餌はそれぞれ の家畜にあった栄養価となるように飼料を配合調整 している。飼料が変わると、飼料の配合分量等を替 える必要があり、また飼料の変更は栄養成分等に 影響を与えるので、正確なデータが得られない。 学生がプロジェクト学習として飼育して、過去の複数 年の結果と比較検討をしているため、途中で飼料を 変更するとプロジェクト学習に影響が生じるため当 該事業者と随意契約をしている。	第167条の2 第1項第2号
36	農林部	農地利活用推進 室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	5,951,000	(財)長崎市地産地消振興公 社 長崎市布巻町111-1 理事長 原田 泰光	農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農 地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 農地保有合理化事業の実施区域は重複することができ ず、長崎市においては長崎市地産地消振興公社が唯一の 農地保有合理化法人であること。 以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契 約でしか施行できない。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	5,921,000	(財)対馬市農業振興公社 対馬市峰町三根451 理事長 大川 昭敬	農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、対馬市においては対馬市農業振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項第2号
38	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	6,050,000	(財)西海市農業振興公社 西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-2 理事長 田中 隆一	農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、西海市においては西海市農業振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項第2号
39	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	6,340,000	(財)小値賀町担い手公社 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2285-2 理事長 山田 憲道	農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、小値賀町においては小値賀町担い手公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項第2号
40	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	5,701,000	特定非営利活動法人 拓生会 諫早市高来町船津910 理事長 川田 順一	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
41	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	6,235,000	特定非営利活動法人 ながさきNPOセンター 長崎市上野町23-10-701 理事長 中井 孝道	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
42	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	6,085,000	特定非営利活動法人 NPOひらど遊学ねっと 平戸市岩の上町1519 理事長 籠手田 恵夫	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	農林部	農地利活用推進室	H23.4.1	平成23年度耕作放棄地復旧 保全・景観向上促進事業	6,247,000	特定非営利活動法人 長崎更生会 絆 大村市松山町613-1 ヤエコービル1F 理事長 朝長 英美	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
44	農林部	農産加工・流通室	H23.4.1	地場農林水産物等産地消 推進業務委託	6,512,269	松浦市志佐町里免365 松浦市産地消推進協議会 会長 藤田英敏	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金(企画提案型事業)」において提案・採択された事業であり、提案者である「松浦市産地消推進協議会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
45	農林部	農産園芸課	H23.4.1	ながさき農産物産地販売促 進員育成事業業務委託	9,481,000	長崎市元船町5-1 長崎西彼農業協同組合代表 理事組合長 山本光治	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、産地自らが消費地とのコミュニケーションを促進し、周年、安定的に産地の農産物を販売する拠点的な量販店舗を設けることにより、農産物の販売価格向上および農業者の所得向上を図るものである。そのため、農産物を実際に出荷する農業協同組合が事業主体となることが最適であり、県内7農業協同組合の中で唯一取組の意思を示し、多品目を大量に周年供給可能な長崎西彼農業協同組合が委託先として適切と判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
46	農林部	農産加工・流通室	H23.4.1	長崎県加工原材料生産のため の人材育成事業業務委託	21,000,000	佐世保市小佐々町葛籠235 アリアケファーム株式会社代 表取締役 山本栄	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、諫早湾干拓地を中心とした加工業務用野菜の産地化及び人と環境に配慮した農業生産の取組について、サポートする人材の育成が目的である。諫早湾干拓地の営農者と県下食品製造業者で構成する「長崎県加工原材料生産協議会」の活動を通じて、生産～流通～加工までを、実施作業を交えながら研修を実施するため、「長崎県加工原材料生産協議会」の事務局である、アリアケファーム(株)と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
47	農林部	農産園芸課	H23.4.1	高機能発酵茶生産・販売体 制整備事業業務委託	7,312,920	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 425 ながさき高機能茶有限責任 事業組合代表 大場和義	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、びわ葉を活用した高機能発酵茶の生産・販売体制の整備を目的としている。高機能発酵茶は、長崎県、長崎県立大学シーボルト校、長崎大学、九州大学との連携により開発された特殊な商品であり、長崎県とこれら大学と特許権等実施許諾契約を契約しているのは、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」だけであり、生産・販売を行なう組織としては、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」が唯一の組織であるため、ながさき高機能茶有限責任事業組合と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	農林部	農産加工・流通室	H23.4.1	長崎県農業第6次産業化事業業務委託	8,270,000	南島原市北有馬町戊2465-1 農事組合法人ながさき南部生産組合代表理事 近藤一海	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、高品質農産物を原材料とした高付加価値加工品を開発、商品化し、その生産販売体制を構築することにより、農業者の所得向上及び地域の活性化を図るものである。農事組合法人ながさき南部生産組合は、他にない独自の取り組みとして意欲的に企画提案している。また、高品質な農産物を取り扱っているため、加工原料の調達が可能であり、販売面についての経験、実績も問題ない。これらにより、業務内容の専門性、特殊性から、事業目的が達成可能な委託先は、ながさき南部生産組合が適当であると判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
49	農林部	農産加工・流通室	H23.4.1	長崎県農産物商品力向上対策事業業務委託	14,000,000	長崎市出島町1-20 株式会社長崎県農協直販代表取締役社長 杉岡茂	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、県下全般の農産物に係るモニタリング調査や情報提供を行うなど、公益性が高い委託内容となっている。その委託先としては、県下JAの生産・販売に係る取りまとめ役を担っている、全農長崎県本部しかなく、その直接販売部門の関連会社である(株)長崎県農協直販と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
50	農林部	畜産課	H23.4.1	平成23年度肉用牛群資質向上対策事業委託費	1,104,000	長崎市銭座町3-3 全国和牛登録協会長崎県支部 支部長 吉野 誠治	本事業は、繁殖雌牛群の改良を推進し、肉用牛群の資質の向上を図るための事業であり、育種価データを活用するのが最も有効であるが、育種価データを算出するために必要な子牛登記データの提供は、全国和牛登録協会長崎県支部本協会で行わなければならないため、他の機関では事業目的を達成することはできない。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
51	農林部	畜産課	H23.4.1	平成23年度長崎県畜産物安全性確保対策事務委託	1,444,000	諫早市貝津町3031 社団法人 長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬	本委託事業は、安全な畜産物を供給するために実施するもので、薬事法・飼料安全法及び家畜生理等の総合的な知識と公正さを必要とする。また、事業を実施するうえで、獣医師及び畜産農家に対する的確な指導・助言が必要である。獣医師及び畜産農家に対して、法律面および実務面から指導・助言が行える組織を検討した結果、特に、獣医師に対する指導・助言が行えるのは社団法人長崎県獣医師会のみとの結論に達したため随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
52	農林部	畜産課	H23.4.1	平成23年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託費	4,297,104	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 辰男	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎県リング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかなく、随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	農林部	畜産課	H23.4.1	平成23年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託費	11,550,000	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンダリング協同組合 理事長 本田 清秀	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。</p> <p>県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レンダリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかないとことから、随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項第2号
54	農林部	肉用牛改良センター	H23.4.12	現場検定牛計5頭(晴太郎他)売買契約	2,460,000	壱岐市芦辺町国分東触706 番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 松野 善信	<p>検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。</p>	第167条の2 第1項第2号
55	農林部	肉用牛改良センター	H23.4.20	現場検定牛計6頭(姫太郎他)売買契約	2,971,500	雲仙市吾妻町永中名1283-1 番地県南地域和牛改良協議会 会長 奥村 慎太郎	<p>検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。</p>	第167条の2 第1項第2号
56	農林部	肉用牛改良センター	H23.4.22	現場検定牛計8頭(一政他)売買契約	3,654,000	平戸市田平町大久保免1544 番地北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	<p>検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。</p>	第167条の2 第1項第2号
57	農林部	肉用牛改良センター	H23.4.13	平成23年度ノコズ単価契約	単価契約 2,940円/m ³ 総価格1,011,360	佐世保市大塔町1307番地4 有限会社 鳥越チップ工業 代表取締役 鳥越 雄一	<p>牛の敷き料として使用しているノコズは古い木材を材料とした物は紛塵になりやすく、風に飛ばされやすい。また、牛や職員の安全衛生上から新建材を材料とした良質のノコズでなければならない。調達に際しては少量のサンプルでは良質か否かの判断が付きにくく、実際に使用してみないと判断できない。過去、質の点で当センター及び他機関でトラブルが生じており一般競争入札による調達も難しい。また、当該物品の入札参加資格登録業者は県内にない。このため、当センターに良質のノコズの納入実績がある業者での見積合わせによる随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
58	農林部	諫早湾干拓課	H23.4.1	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,375,632	諫早市小船越町3171番地 (財)長崎県農業振興公社	諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、ニンジン、キャベツ、ばれいしょ、飼料作物等について、干拓地で栽培試験等を行う場を確保することが必要であることから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(財)長崎県農業振興公社から借り受ける。	第167条の2 第1項第2号
59	農林部	林政課	H23.4.1	長崎県森林ボランティア支援センター運営業務委託	8,281,960	長崎市出島町1-43 D-F LAG202号 特定非営利活動法人 地域 循環研究所 理事長 山口 龍虎	森林ボランティア団体等の連携強化を図り、県民参加の森林づくりをさらに進めることを目的に、森林ボランティアや企業の森づくりの相談窓口として設置した「長崎県森林ボランティア支援センター」の運営を委託する事務委任契約であり、年間で行った業務にかかる経費(専任者の人件費と運営に必要な実費相当額)を支払うものであるため、競争入札に適さない。	第167条の2 第1項第2号
60	農林部	林政課	H23.4.1	長崎県森林整備加速化・林業再生事業(地域材活用促進支援)業務委託	4,800,000	諫早市貝津町1122番地6 (社)長崎県木材組合連合会 会長 増山 忠男	本事業は、地域材を利用して県内に自ら居住するための木造住宅を新築又は増改築しようとする方に対して補助金を交付する事業であり、事業の周知や申請書類の受付、現地検査の実施などを委託している。 長崎県木材組合連合会は、係る業種における県内唯一の代表機関として、合法材証明制度、県産材証明制度を運営し、委託事業を実施するために必要な証明書の確認などを容易に行うことができるなど、事業実施にあたり必要な知識と経験を有しており、他者では対応できない。	第167条の2 第1項第2号
61	農林部	森林整備室	H23.4.1	森林国営保険事務処理作業委託	4,053,137	諫早市貝津町1122番地6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	本業務は、森林国営保険法第24条において、事務処理については都道府県森林組合連合会会長及びその他県知事が適当と認めたる者に委託することができること定められているが、本県においては、長崎県森林組合連合会のみしか取り扱えないため。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	農林部	森林整備室	H23.4.18	平成23年度長崎県造林システム 維持管理業務	1,365,000	大阪市浪速区敷津東1丁目2 番47号 クボシステム開発株式会社 代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、当社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に当システムを保守できる業者はいない。 また、本システムはトラブル等で運用が停止すると造林補助金の確定及び支出が間に合わない等の重大な支障が発生するため、年間を通しての維持管理及び運用支援等の迅速な対応が必要であり、本システムを開発し、関連業務も熟知している当社に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号
63	農林部	森林整備室	H23.4.28	ながさき森林づくり担い手対策 (森林整備)業務委託	46,158,000	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 会長 八江利春	本業務は荒廃した竹林の整備を実施するものであるが、県内全域に係る森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせ、本業務を適正かつ確実に行えるのは長崎県森林組合連合会のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
64	農林部	森林整備室	H23.5.2	平成23年度新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂 業務委託	5,460,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	本業務は、歩掛等の改訂に伴う積算システムデータの改修、改編を目的とするが、システムの著作権を扇精光が有しており、他者によるデータの改修・改編はその著作権を侵害する行為となることから、扇精光以外に業務を行える者がいないため。	第167条の2 第1項第2号
65	農林部	林政課	H23.5.16	長崎県民の森整備管理業務委託	4,357,500	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 吉留 繁	業務の内容は、県民の森内の遊歩道の補修作業を行うものであるが、園内のオリエンテーリングコースや遊歩道などにおいて作業を行うため、来園者の安全確保に特段の配慮を必要とすること及び、遊歩道周辺の不要木を選定・伐倒し歩道の階段に利用することから、実施にあたっては県民の森の管理状況を熟知していることが求められる。以上の理由により、本業務を委託できるのは、県民の森の現指定管理者に限られる。	第167条の2 第1項第2号
66	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H23.6.4	現場検定牛計8頭(紅葉他) 売買契約	3,633,000	雲仙市吾妻町永中名1283- 1番地 県南地域和牛改良協 議会 会長 奥村 慎太郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等で行われている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	農林部	農政課	H23.7.19	「長崎」ふれあい体験業務委託	16,603,000	長崎市江戸町2-13 長崎県グリーン・ツーリズム 推進協議会 会長 瀨本 磨毅穂	本業務は、東日本大震災による被災者を本県のグリーン・ツーリズムを通して元気づけようというものであり、県内各地域におけるグリーン・ツーリズム等推進組織での受け入れを行うものであることから、県内グリーン・ツーリズム受入組織で構成された唯一の団体であり、全県的なグリーン・ツーリズム活動を実践している「長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
68	農林部	農村整備課	H23.4.1	平成23年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3 長崎県版運用保守改良業務委託	4,105,500	東京都中央区日本橋富沢町 10番16号 社団法人 農業農村整備情報 総合センター 理事長 長谷川 高士	長崎県が採用する補助版農業農村整備標準積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)	第167条の2 第1項 第2号
69	農林部	林政課	H23.5.24	平成23年度ながさき森林づくり担い手対策事業(高効率生産システム実証研修事業)委託	4,928,900	社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効率的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため、長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
70	農林部	林政課	H23.6.29	平成23年度森林国営保険契約保険料	2,589,547	国(林野庁長官)	森林国営保険は森林の多面的な機能の持続的発揮及び林業経営の安定に資するため、政府が「森林国営保険法」等に基づいて運営しており、火災、気象災、噴火災の森林総合保険としては国内で唯一のものとなっている。	第167条の2 第1項第2号
71	農林部	林政課	H23.7.1	平成23年度緑化推進事業委託	1,910,000	長崎市江戸町2-13 社団法人 長崎県緑化推進 協会 理事長 瀨本磨毅穂	社団法人長崎県緑化推進協会は、社団法人国土緑化推進機構の正会員であり、県及び市町を主たる会員として設立された団体であり、県との緊密な連携を保ちながら緑化の推進に関する各種事業を実施している。当該事業についても、県予算に協会の事業費を上積みして事業実施にあたるなど、他の団体では同様の成果を期待することはできず、当団体を委託の相手方とすることがもっとも効率的と考えられるため、随意契約としている。	第167条の2 第1項第2号
72	農林部	林政課	H23.7.29	平成23年度対馬しいたけ需要拡大支援事業委託	1,500,000	対馬市厳原町中村606-19 長崎県しいたけ振興対策協 議会 会長 桐谷安博	長崎県しいたけ振興対策協議会は、対馬の基幹作物の乾しいたけを振興する対馬市、JA、森林組合等の関係機関が構成員となっている唯一の協議会であり、委任することにより業務を効率的に実施することができるため。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
73	農林部	農政課	H23.8.23	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	6,220,500	大村市玖島1丁目25番地 大村市鳥獣被害対策連絡協 議会 会長 沖田 盛廣	大村市鳥獣被害対策連絡協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
74	農林部	農政課	H23.8.23	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	3,780,000	長崎市桜町2番22号 長崎市有害鳥獣対策協議会 会長 原田 泰光	長崎市有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
75	農林部	農産加工・流通 室	H23.8.17	ながさき農畜産物・加工品 の小売店バイヤー専門販 売員育成事業業務委託	5,500,000	長崎市出島町1-20 全国農業協同組合連合会 長崎県本部 県本部長 栗田 泰之	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、長崎県産農畜産物・加工品の量販店における周年的な売り場の確保、実需者と産地のコミュニケーション強化を行うために、消費地である関西地区に駐在するコーディネーター的役割を担う人材を雇用し、実需者と産地の連携強化を行うものであり、多品目を大量に周年供給する必要があるため、その委託先としては、県下JAの生産・販売に係る取りまとめ役を担っている、全農長崎県本部との1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
76	農林部	農業経営課	H23.8.5	農業就業緊急支援事業(被 災者対策)業務委託【緊急雇 用分】	17,350,000	長崎市江戸町2-13 財団法人長崎県農林水産業 担い手育成基金 理事長 瀨本磨毅穂	長崎県内で営農を再開する市町が決まっていないため、県内全市町での研修に対応できる団体として、財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金を委託先とした。 また、当基金は、農林水産業に従事しようとし、将来における地域や農林水産業の担い手となる青年等の活動を援助し、優れた農林水産業の担い手の確保育成を図り、本県農林水産業の振興に寄与することを目的として設立された組織である。県全体を範囲とし、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる組織は他になく、本事業の目的を達成するため、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金への随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
77	農林部	農業経営課	H23.8.5	農業就業緊急支援事業(被 災者対策)業務委託【一般財 源分】	9,005,000	長崎市江戸町2-13 財団法人長崎県農林水産業 担い手育成基金 理事長 瀨本磨毅穂	長崎県内で営農再開に向けた研修を行った後、スムーズな営農開始を支援するため、一部経費の負担軽減を本事業で行うこととしている。 被災した農業者に対する支援は、緊急雇用基金を活用して行う事業と一体的に進めていく必要があることから、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金への随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
78	農林部	林政課	H23.8.2	平成23年度ながさき森林づくり担 い手対策事業(森林施業プラン ナー養成事業)委託	2,400,000	社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業就業者の技術力の向上や作業の省力化を図るため、効果的な研修内容を構築できる林業労働力確保支援センターとして、県内唯一の法人である。さらに、県内のいかなる事業体と比べ、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼしうることが期待できる法人であるため、長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
79	農林部	林政課	H23.8.22	平成23年度ながさき森林づくり担 い手対策事業(高性能林業機械 作業システム研修事業)委託	1,841,200	社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効果的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
80	農林部	林政課	H23.8.22	平成23年度ながさき森林づくり担 い手対策事業(林業就業参加研 修事業)委託	6,356,605	社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効果的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
81	農林部	農政課	H23.8.17	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	11,540,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1554番地3 上五島地域有害鳥獣防除対 策協議会 会長 幹 保孝	上五島地域有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
82	農林部	農政課	H23.8.23	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	21,116,000	佐世保市吉井町立石1番地 1 佐世保市有害鳥獣被害防止 対策協議会 会 長 豊村 茂樹	佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
83	農林部	農政課	H23.8.29	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	36,972,000	対馬市厳原町区分1441 対馬地区有害鳥獣対策協議 会 会長 桐 谷 安 博	対馬地区有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
84	農林部	農政課	H23.9.20	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,107,000	諫早市東小路町7番1号 諫早市有害鳥獣防除対策協議会 会長 藤田 龍敬	諫早市有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
85	農林部	農政課	H23.9.15	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	12,430,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2278番地2 西海市有害鳥獣被害対策協議会 会長 田中 正博	西海市有害鳥獣被害対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
86	農林部	農政課	H23.9.5	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	5,521,000	平戸市岩の上町1508番地3 平戸市鳥獣被害防止対策協議会 会長 川久保 喜市	平戸市鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
87	農林部	諫早湾干拓課	H23.9.20	大量浮泥(底質の巻き上げ)が養殖カキの摂餌行動、成長及び生存率に与える影響研究業務委託	1,220,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	諫早湾干拓事業で創設された潮受堤防の排水門の開放につき、平成22年12月、福岡高裁において有明海の一部の漁業不振と当該潮受堤防閉め切りとの因果関係を認め、国に対して3年間の猶予期間を以て、5年間の常時開門調査の実施を命じる判決が出され、国の上告断念により判決が確定した。 これと並行して、国は、開門による具体的な影響や対策などを調査する環境アセスメントを行い、平成23年6月に素案を公表したが、開門により防災・農業・漁業のすべてにおいて悪影響や被害が出る可能性が示されており、とりわけ漁業においては、被害を軽減する環境保全措置が十分でなく、養殖カキ等に被害が出る可能性が大きいとしている。 この結果を受け、カキ等の養殖業に大きな被害が生じることを科学的に証明し、国に対して開門の方針を見直すよう求める必要があるが、濁りがカキ等の成長に与える影響について、これまで研究が行われた報告は確認できない。 この研究にあたり、現況再現を行うために必要な底質土や海水の採取を地元で行う必要があること及び解析にあたり、科学と漁業の両分野において専門的知識が必要とされることから、地元において対応可能な機関としては、高度な科学的解析力を有し、県内漁業やカキの養殖に関する知見を備えた長崎大学水産学部に委託先が限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
88	農林部	森林整備室	H23.10.3	ながさき森林づくり担い手対策 (森林整備)業務委託	30,952,950	対馬森林組合 代表理事組合長 島居 康博	本業務は、スギ・ヒノキ林の枝打ちを実施するものであるが、森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は対馬地区には当該組合しかなく、本業務を適正かつ確実に実行するのは対馬森林組合のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
89	農林部	森林整備室	H23.10.3	ながさき森林づくり担い手対策 (森林整備)業務委託	14,096,250	佐世保市森林組合 代表理事組合長 神崎 宏	本業務は、スギ・ヒノキ林の枝打ちを実施するものであるが、森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は佐世保地区には当該組合しかなく、本業務を適正かつ確実に実行するのは佐世保市森林組合のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
90	農林部	森林整備室	H23.10.3	ながさき森林づくり担い手対策 (森林整備)業務委託	14,096,250	北松森林組合 代表理事組合長 市瀬 健爾	本業務は、スギ・ヒノキ林の枝打ちを実施するものであるが、森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は北松地区には当該組合しかなく、本業務を適正かつ確実に実行するのは北松森林組合のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
91	農林部	森林整備室	H23.10.3	ながさき森林づくり担い手対策 (森林整備)業務委託	47,705,700	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 会長 八江 利 春	本業務は、スギ・ヒノキ林の枝打ちを実施するものであるが、県内の広範囲な森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせ、本業務を適正かつ確実に実行するのは長崎県森林組合連合会のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
92	農林部	農村整備課	H23.4.28	平成23年度災害復旧事業事務シ ステム運用保守改良業務委託	2,415,000	東京都中央区日本橋富沢町 10番16号 社団法人 農業農村整備情 報総合センター 理事長 高橋 強	・(社)農業農村整備情報センターは公益法人であり、災害復旧事業システムは同センターが農林水産省農村振興局指導のもとに平成17年に開発し、使用許諾権を有している。 ・災害復旧の事務手続きに関する一連のシステムは、現在同センターが開発したシステムのみであり、これを運用、保守等を行えるのは同センターのみである。 ・災害復旧にかかる事務作業は膨大であるため、九州では6県が事務の効率化や申請者の負担軽減のためシステムを導入している。システムは同センターが使用許諾権を有しており、システムの改良及びメンテナンス等は同センター以外できないため相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
93	農林部	林政課	H23.12.27	県産材の輸出可能性調査業務	3,134,250	東京都中央区銀座6丁目18番2号 阪和興業株式会社 代表取締役社長 吉川弘成	県産材丸太や製材品等の中国、台湾、韓国への輸出の可能性について調査検討を行い、有効な輸出方法等の提案を求めるための業務であり、委託先の調査遂行能力や木材輸出の知識等を総合的に評価するため、調査業務提案者を一般公募するプロポーザルを行い、選考委員会が選定した委託候補者と随意契約を行った。	第167条の2 第1項第2号
94	農林部	林政課	H23.12.27	県産材流通動向調査業務	1,799,700	長崎市片淵3-10-11-905 株式会社リンク 代表取締役社長 島崎和紀	県産材丸太、製材品等の流通量及び流通経路等を調査し、県産材の流通拡大のための方策の提案を求める業務であり、委託先の調査遂行能力や木材流通知識等を総合的に評価するため、調査業務提案者を一般公募するプロポーザルを行い、選考委員会が選定した委託候補者と随意契約を行った。	第167条の2 第1項第2号
95	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.1.25	現場検定牛計6頭(吉晴他)売買契約	2,856,000	平戸市田平町大久保免1544番地 北松地区和牛育種組合 組合長 松田辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
96	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.1.25	直接検定牛計4頭(系勝丸他)売買契約	2,973,600	平戸市田平町大久保免1544番地 北松地区和牛育種組合 組合長 松田辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
97	農林部	森林整備室	H23.8.29	平成23年度長崎県造林システム追加構築業務	3,885,000	大阪市浪速区敷津区東1丁目2番47号 クボタシステム開発株式会社 代表取締役社長 深堀 益念	本造林システムは、クボタシステム開発(株)が商品化しているパッケージングソフトであり、著作権が同社に帰属しており、その追加構築(国の補助体系の見直しによる、新たな別体系システムの追加構築)について実施できる業者がないため随意契約をおこなった。	第167条の2 第1項第2号
98	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.2.6	現場検定牛計5頭(晴福他)売買契約	2,774,100	壱岐市芦辺町国分東触706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 成石 範明	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、財産の買入れ 160万円、物件の借入れ 80万円、財産の売払い 50万円、物件の貸付け 30万円、100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H24.3月現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
99	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.3.15	現場検定牛計4頭(智佳14他)売買契約	2,026,500	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 中尾 弘一	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
100	農林部	農林技術開発センター畜産研究部門	H23.12.22	肥育素牛(雄子牛(黒毛和種))12頭売買契約	5,317,200	雲仙市吾妻町永中名1283 -1全国農業協同組合連合会 会長崎県本部 県南畜産事業所 所長 山川 千秋	試験に用いる子牛を公正な取引と適正な価格で購入するため、「長崎県子牛・子馬取引条例」に基づき家畜市場(運営は全農長崎本部)を通じて購入する必要があり、契約相手が当該事業所に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円